

コラボ産学官本部規則

第1章 総則

(名称)

第1条 名称は、コラボ産学官本部（以下、「本部」という。）、と称する。

第2章 設置の趣旨

(趣旨)

第2条 本部設置の趣旨は次の通りとする。

- 1 一般社団法人コラボ産学官（以下、「当法人」という。）の活動を担う。
- 2 本部会員の総意を取り纏め、当法人の運営に反映させ、当法人は、会員総会、理事会、常任理事会の意思を最大限尊重し、当該意思に従ってその運営を行うものとする。

第3章 会員

(入会)

第3条 会員として入会しようとする者は、所定の手続きによる申し込みを行い、理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第4条 会員が退会する場合は、更新期日の3ヶ月前までに、本部事務局宛に退会届を提出しなければならない。

- 2 会員が会員規則第6条第2項に定める事項に該当する場合は、理事会の議決に基づき、退会したものとみなす。

(除名)

第5条 会員が、会員規則第7条第1項に定める事項に該当する場合は、理事会の議決に基づき、理事長はこれを除名しなければならない。ただし、議決前に、この会員には弁明の機会をあたえなければならない。

- 2 除名された会員には、書面または理事会が定める方法をもって通知する。
- 3 理事長が第1項に規定する除名を行わない、または行えない場合は、総会の議決により、除名することができる。

第4章 役員等

(役員の種類と員数)

第6条 本部には、次の各号に掲げる役員を置く。

- 1 理事長 1名
- 2 副理事長 1名以上～3名以内
- 3 専務理事 1名
- 4 常任理事 7名以上～40名以内（内1名を事務局長とする）
- 5 理事 10名以上～100名以内
- 6 監事 2名（一般社団法人の監事が兼ねる）

（選任方法）

第7条 前条の役員は次の方法で選任する。

- 1 理事長、副理事長、専務理事
理事の互選によって候補を定め会員総会で承認する。
- 2 常任理事
理事の中から理事長が選任し、理事会で承認する。
- 3 理事、監事
正会員の中から会員総会において選任する。
但し、理事長は、年度途中で理事の補充を必要と認めた場合には、理事会の承認を得て選任することができる。
- 4 監事と監事以外の役員は相互にこれを兼任することができない。

（任期）

第8条 役員任期は、選任された年の通常総会終了後から2年後の通常総会終了までとし、再任は妨げない。但し、監事の任期は、選任された年の通常総会終了後から4年後の通常総会終了までとし、再任は妨げない。

- 2 任期満了によらずして、理事長、副理事長、専務理事及び監事に欠員が生じたときは、理事会において後任者を選任する。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

（職務）

第9条 理事長は、本部を代表し、業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が職務を遂行するに重大な支障が生じたときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を統轄する。
- 4 常任理事は、理事会の議決に基づき、業務を分担処理する。
- 5 理事は理事会を構成し、業務を分掌する。

- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
本部の業務の執行状況について、不正の事実を発見したときは、会員総会または理事会の招集を請求し、もしくは招集し、これを報告すること。
- 7 事務局長は、本部の運営・活動が会員規則等に則って、滞りなく行われるよう各方面との調整に携わる。

(顧問)

- 第 10 条 本部には顧問を置くことができる。
- 2 顧問は理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
 - 3 顧問は、本部の業務及び会計について、理事長の諮問に応える。

第 5 章 会議

(会議の種類)

- 第 11 条 会議は、会員総会、理事会及び常任理事会とする。

(会員総会)

- 第 12 条 会員総会は会員規則第 8 条に基づき開催する。
- 2 臨時総会の開催に関する、会員規則第 8 条第 5 項第 1 号に定める事項は次のとおりとする。
 - 一 理事会が定める方法をもって開催請求があったとき。
 - 3 臨時総会の開催に関する、会員規則第 8 条第 5 項第 3 号に定める事項は次のとおりとする。
 - 一 理事会が必要と認めたとき。
 - 4 会員総会の議決に関する会員規則第 8 条第 11 項第 3 号に定める事項は次のとおりとする。
 - 一 事業報告書及び決算に関する事項
 - 二 事業計画及び予算の決定
 - 三 その他理事会または監事が必要であると認める事項

(理事会)

- 第 13 条 理事会は理事をもって構成し、その 2 分の 1 以上の出席により成立する。
- 2 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。
 - 3 理事会は、次の場合に開催する。
 - 一 理事長が必要と認めたとき。
 - 二 理事の 2 分の 1 以上から付議事項を示した書面（含む電磁的方法）をもって開催請求があった時。

- 三 理事長は、前号により請求があった時は、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会の議長は、理事長または理事長の定める者がつとめる。
- 5 理事会の議事は、出席者理事の2分の1以上の議決による。可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 6 理事会の議事については議事録を作成しこれを閲覧でき、保管しなければならない。
- 7 理事会はこの規則に定めるものの他、次の各号に掲げる事項を議決する。
 - 一 規則に関する事項
 - 二 事業に関する事項
 - 三 「コラボ産学官プラザ in TOKYO」の運営に関する重要事項
 - 四 会員に関する事項
 - 五 役員に関する事項
 - 六 前各号に掲げる事項以外の総会に付議される必要があると理事会がみとめる事項
 - 七 その他必要があると認める事項
- 8 理事会は必要に応じて特定の業務を処理するために委員会を置くことができる。
- 9 前項の委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会が別に定める。

(常任理事会)

- 第14条 常任理事会は、理事長、副理事長、専務理事、常任理事をもって構成し、その2分の1以上の出席により成立する。
- 2 監事は常任理事会に出席して意見を述べることができる。
 - 3 常任理事会は、毎年3回以上、理事長が招集する。ただし、次の場合には理事長は臨時常任理事会を招集しなければならない。
 - 一 常任理事の2分の1以上から付議事項を示した書面(含む電磁的方法)をもって開催請求があった時。
 - 二 理事長は、前号により請求があった時は、その日から14日以内に常任理事会を招集しなければならない。
 - 4 常任理事会の議長は理事長または理事長の定める者がつとめる。
 - 5 常任理事会の議事は、出席者の2分の1以上の議決による。可否同数の時は、議長の決するところによる。
 - 6 常任理事会の議事については議事録を作成しこれを閲覧でき、保管しなければならない。

- 7 常任理事会は、次の各号に掲げる事項を議決する。
 - 一 本会の事業の企画、計画、実行に関する事項
 - 二 「コラボ産学官プラザ in TOKYO」の運営に関する事項
 - 三 理事会から付託された事項
 - 四 その他常任理事会が必要と認める事項
- 8 常任理事会において議決した事項は、理事会に報告しなければならない。

第15条 支部協議会は、理事長、副理事長、専務理事、事務局長、支部長及び支部事務局長をもって構成し、その二分の一以上の出席により成立する。

- 2 監事は支部協議会に出席することが出来る。
- 3 支部協議会は、毎年2回以上、理事長が招集する。ただし、次の場合には理事長は臨時支部協議会を招集しなければならない。
 - 二 支部総数の二分の一以上の支部から付議事項を示した書面（含む電磁的方法）をもって開催請求があった時。
 - 三 理事長は前号よりの請求があった時はその日から14日以内に支部協議会を招集しなければならない。
- 4 支部協議会は支部の活動に関する情報交換を通して、支部活動の活性化と本部との連携強化について協議する。
- 5 支部協議会の下に、本部事務局長及び各支部の事務局長によって構成する事務局長会議を置く。
 - 一 事務局長会議は、支部の活動に関する支部相互、支部と本部との連絡調整等支部の日常活動に関する連絡調整を行う。
 - 二 事務局長会議は、本部事務局長が招集する。ただし、本部事務局長は半数以上の支部事務局長から請求があった場合には、会議を招集しなければならない。

第6章 会計

（経費）

第16条 本部の経費は当法人の資産をもって支弁する。

（事業計画）

第17条 当法人の事業計画書及び収支予算書は当法人及び理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の承認を得なければならない。

- 2 理事会で承認を得た当法人の事業計画書及び収支予算書は会員総会の議決を得なければならない。

- 3 第1項事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会及び会員総会の承認を得なければならない。

(暫定措置)

第18条 この規則の規定にかかわらず、止むを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決により予算成立の日まで、当法人は、前年の予算に準じた収入及び支出をすることができる。

- 2 前項の収入及び支出については、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

第7章 本部事務局

(本部事務局)

第19条 当法人の事務を処理するため、本部事務局を東京都江戸川区船堀3-5-24「コラボ産学官プラザ in TOKYO」に設置する。

- 2 前項の本部事務局の組織及び運営に関する事項については、理事会が別に定める。

第8章 支部

(支部)

第20条 当法人は、理事会の議を経て、本部以外の会員組織として支部を置くことができる。ただし、支部の設置は理事会が定める支部設置要綱による。

第9章 規則の変更

(規則の変更)

第21条 この規則は、会員総会において出席正会員の2分の1以上の議決により、変更することができる。

第10章 備え付け帳簿及び書類

(備え付け帳簿及び書類とその保管)

第22条

- 一 会員名簿及び会員名簿の異動に関する書類
- 二 役員等の名簿
- 三 議事録
- 四 当法人の収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- 五 当法人の決算報告関係書類
- 六 その他必要な帳簿及び書類

2 帳簿類の保存期限は帳簿の終了から5年とする。

(附則)

第23条 本規則は平成20年4月1日から施行する。

平成20年12月10日 一部改訂